

連載

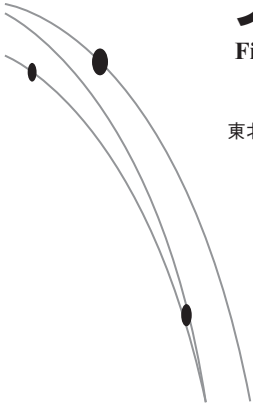
フィールド・アイ

Field Eye

フランスから——①

東北大学助教授 嵩 さやか

Sayaka Dake



失業か不安定雇用か？

「CPE (contrat première embauche：初期雇用契約) は労働法の死である。」そう叫びながらデモを行う若者たちの映像が2月あたりから連日テレビで放映されていた。私が住んでいる地方都市のナントでも、「死んだ労働法」の棺を抱えてデモに参加する学生を目にした。大学は何週間も学生のストにより多くの講義が実施できない状況に陥った。公園などでは、学生が集まって「CPE 反対」の立て看板や垂れ幕などを一生懸命に作成していた。日本でこの様な光景を目にするのは、もはや学園祭のための模擬店準備のときくらいだろう。ここ1、2カ月の間、フランス人の最大の関心事であったCPEとは何だったのだろうか。

CPEとは、26歳未満の若者と企業が締結する特別な労働契約の名称であり、若年労働者の労働市場参入を目的とした施策のひとつである。フランスの失業率は、近頃低下傾向にあるものの、それでも全体で9.6%、25歳未満の若者については22.2%という高さである(2006年2月現在)。多くの若者は、学校卒業から10年近く経ってようやく、一般に安定雇用と考えられる期間の定めのない労働契約を締結するという状況である。その間、彼らは研修や短期間の有期労働契約、失業給付を受給できない状態での失業などを渡り歩く非常に不安定な立場に置かれている。

CPEの創設は、2006年1月11日に議会に提出された「機会平等のための法律 (la loi pour l'égalité des chances)」案の中に書きこまれたものである。正確には、法案提出当初にはCPE創設に関する条文は盛り込まれていなかったが、2006年1月24日に提出さ

れた政府修正案によって挿入されたのである。「機会平等のための法律」は、日本でも報道された2005年11月の暴動が浮き彫りにした機会(具体的には雇用機会)の不均衡の是正を目的とし、①若年者への職業訓練の充実や雇用促進、②特定地域の住民に対する差別解消、③不登校児などを抱える親の支援、④治安維持のための市町村長の権限の強化、⑤若年者の職業訓練のための受け入れサービスの創設、に関する施策を定めている。11月の暴動は、もともとはパリ郊外で警官に追跡された若者が発電所で死亡したことに端を発するが、車を焼くなどの事件はフランス全土に飛び火し、一部の都市では夜間外出禁止令が出されるまでに至った。この出来事は、雇用機会に恵まれない一定の地域の若者の存在(そうした地域の若年者の失業率は38%である)と彼らが抱える社会への強い不満というフランス社会に根深く存在する問題を明らかにした。CPEの創設は、こうした問題に取り組むための法律案に(具体的には上記①の施策の一環として)挿入されたのである。

CPEは、2005年8月2日のオルドナンス(委任立法)によってすでに創設されていたCNE (contrat nouvelle embauche：新規雇用契約)とほぼ同じ仕組みであるが、その対象者を26歳未満に限定したという点と、20人を超える従業員を使用する企業にのみ適用される(CNEは従業員20人以下の企業のみ)という点で異なる。CPE(およびCNE)は、書面による期間の定めのない労働契約であるが、最初の2年間(période de consolidation：補強期間)は通常の労働者とは異なる法的規制を受ける点が最大の特徴である。具体的には、使用者による若年者の新規雇用を促進するというねらいから、補強期間中は使用者が当該若年労働者を自由に解雇できることとされた。すなわち、通常の労働者を解雇する際に要求される解雇正当化事由(cause réelle et sérieuse：現実の深刻な事由)がなくても、使用者はCPEを締結した若年労働者を解雇できるのである。他方で、補強期間中に解雇された若年労働者には、解雇予告期間、解雇補償、失業給付について特別の権利が付与された。通常、解雇予告期間は勤続期間6カ月以上の労働者に対して適用されるが(ただし労働協約により勤続期間が6カ月未満の労働者にも一定の解雇予告期間が付与されることがある)、CPEを締結した若年労働者については勤続期間が6カ月を下回る場合でも2週間の解雇予告期間を置くこ

とが法律上求められていた。また、補強期間中に労働者を解雇した使用者は、当該労働者にCPE締結時から支払ってきた報酬総額の8%に相当する補償金を支払い、さらに当該労働者のための労働市場再参入に向けた支援措置の財源にあてるため同報酬総額の2%に相当する額をASSEDIC（商工業雇用協会）に支払わなければならないとされた。さらに、4カ月以上CPEのもとで使用され補強期間中に解雇された労働者で、かつ失業保険における受給要件を満たしていない者には、2カ月間、連帯基金から一定額の手当が給付される。

このようにCPEの創設を推し進めるド・ヴィルパン首相率いる政府は、使用者の雇用インセンティブを喚起するための解雇規制緩和と、被解雇労働者の保護強化とを組み合わせることで政策としてのバランスを取ろうとしたのであるが、労働組合や学生などは当然解雇規制の緩和をもたらずCPEに猛烈に反対した。CPEは若年者の労働市場における不安定な立場をさらに不安定にするものと捉えられ、CPEの頭文字を皮肉って“Contrat Précarité Exclusion（不安定・排除契約）”と揶揄された。また、「若年者の失業対策」の名のもとフランスにおける労働法を破壊するものであるとも批判され、その批判が冒頭に引用したデモ参加者の叫びとなって表れたのである。

こうした学生や労働組合の必死の抵抗にもかかわらず、3月8日・9日に「機会平等のための法律」案は与党（UMP）議員の多くが賛成票を投じたため両院で可決され、同月30日にはCPE創設を定める第8条を含む諸条文を合憲と判断する憲法院決定が出された。そこで法律の審署（法律が憲法の規定にしたがって成立したことを認証し、それに執行力を与える行為）を行う権限を持つ大統領の判断に注目が集まったが、憲法院決定の翌日の夜8時のテレビ中継でシラク大統領は同法律の審署を決断したと発表した。と同時にシラク大統領は、CPEについて2つの修正すべき点を提示し、そのための法案準備に即座に着手するように政府に求めた。すなわち、補強期間を1年に短縮すること、および補強期間中に解雇された労働者に解雇理由を知る権利を認めること、である。また大統領は、こうした修正のないCPEは締結してはならないとも述

べた。しかし、法律が公布された以上、CPEが実施可能な状態となったことは事実であった。この大統領の演説を受け、学生および労働組合の代表者は「不可解であるし、受け入れがたい」と反発し、今後もCPE撤回を求めて闘うと宣言した。実際、法律成立以後も、各地でデモが繰り返され、国鉄などはストを行なった。多くの学生もストを続けた。先日、某大学の学長とお会いした際、大学封鎖を求める学生とのやり取りについてお話を伺った。学生たちはその学長に対して、「大学はあなたたちのものではなく、われわれ学生のものである。だから、われわれには大学を封鎖する権利がある。また、大学の封鎖はわれわれ学生がとれる唯一の対抗手段であるのだ。」と言い放ったという。フランスの大学の多くでは、法律公布後もしばらく授業が満足に実施できない状況が続いた。こうした状況に対し、学ぶ権利を主張して授業再開を求める学生も少なからず存在し、そうした学生たちによる「スト反対」のデモも他方で繰り返された。

法律公布後もCPEに対する労働組合や学生の反発は一向に治まる気配を見せず、どのように政府が事態を取捨するのかが注目されたが、結局、4月10日に、ド・ヴィルパン首相は、「若年失業者のための強力な政策を提案したが、残念ながらすべての人の理解は得られなかった」と述べてCPEの撤回を表明した。と同時に首相は、CPEの代替策として、雇用機会に恵まれない16歳から26歳の若年者を期間の定めのない労働契約で雇用する企業を対象とした新たな支援策を提案し、早速そのための法律案が議会に提出された。この首相の決断により、フランス全土に広がったCPEに対する反対運動は瞬く間に鎮静化した。今回のCPEをめぐる一連の動きは、政府の打ち出した政策に対しデモやストライキで断固闘うというフランス人のアグレッシブな側面と、フランスの若者に広がっている雇用への不安の切実さを強烈に印象づけるものであった。

だけ・さやか 東北大学大学院法学研究科助教授。最近の主な著作に『年金制度と国家の役割』（東京大学出版会、2006年）。社会保障法専攻。